

4月21日は 金山町長選挙投票日

金山町長選挙日程

【投票日】

4月21日(日)

【投票時間】

あさ 7時 ~ 暮 7時

投票できる人

▼3つの要件を満たし選挙人名簿に登録されている方

- ①18歳以上の人（平成18年4月22日）までに生まれた方（投票日の18年前の日の翌日）
- ②金山町に住民登録し、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている方
- ※投票日までに町外へ転出した方は投票できません
- ③選挙権を停止されていない方

投票所入場券について

投票所入場券は、同一世帯ごとに郵便で送付します。投票所には入場券をお持ちください。なお、入場券を忘れても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

投票所について

※第3投票区が変更になりました！

投票区	投票所施設名
第1投票区	農村環境改善センター
第2投票区	三枝公民館
第3投票区	旧明安地区多目的集会施設
第4投票区	田茂沢公民館
第5投票区	宮地区交流会館
第6投票区	小蟬公民館
第7投票区	春木公民館
第8投票区	谷口公民館
第9投票区	朴山公民館

【問合せ】 金山町選挙管理委員会事務局
☎29-5600

期日前投票所

選挙日に投票に行けない場合は、期日前投票または不在者投票ができます。投票所入場券の宣誓書に、あらかじめ必要事項を記入してからお越しください。

【会場】 金山町役場 1階ロビー

【期間】 4月17日(水)~20日(土)

【時間】 午前8時30分~午後8時

候補者の情報

候補者の氏名、経歴、政見、写真などを記載した「選挙公報」は、告示日後、速やかにお届けします。選挙公報が届かない場合は、選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便などによる不在者投票

▼病院、老人ホーム等に入院、入所している方

都道府県の選挙管理委員会が指定した施設に入院、入所している方はその施設で投票できます。

▼身体に重度の障がいのある方や要介護5の方

身体障害者手帳または戦傷病者手帳、または介護保険の被保険者証をお持ちで、一定要件にあてはまる方は自宅等で投票ができます。

▼その他

普通扱いの郵便物について土曜配達や翌日配達等が休止されたことに伴い、不在者投票の請求等につきましては、できる限り早く行ってください。